

○資料 1－1

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱及び佐賀県公共事業評価実施要領の制定について

○資料 1－2

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱

○資料 1－3

佐賀県公共事業評価実施要領

○資料 1－4

佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領と佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱対照表

○資料 1－5

佐賀県公共事業新規評価実施要綱、佐賀県公共事業再評価実施要綱、佐賀県公共事業事後評価実施要綱と佐賀県公共事業評価実施要領対照表

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱 及び佐賀県公共事業評価実施要領の制定 について

県土整備部 県土企画課

旧規程と新規程の体系及び主な変更点

【旧規程】

○佐賀県公共事業評価監視委員会委員
設置要領

○佐賀県公共事業新規評価実施要綱

○佐賀県公共事業再評価実施要綱

○佐賀県公共事業事後評価実施要綱



【新規程】H28年度～

○佐賀県公共事業評価監視委員会設置
要綱

○佐賀県公共事業評価実施要領

主な変更点と新たに規程を整理した理由

【変更点①】

○ 評価の実施時期ごとに定められていた、各公共事業評価（「新規評価」、「再評価」、「事後評価」）の実施要綱を、「佐賀県公共事業評価実施要領」として1つにまとめた。

【理由】

- ・ 公共事業評価を実施する目的は、県が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上であり、評価毎に目的が変わるものではないことから、統一した規程に基づき実施することが望ましいため。
- ・ 今後、規程の改正等が生じた場合、事務手続きの煩雑さを、公共事業評価実施要領として1つにまとめることで解消を図る。

主な変更点と新たに規程を整理した理由

【変更点②】

- 「佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領」を「佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱」へ改めた。

【理由】

- ・ 各公共事業評価の全体的な事項を、包括的な規程である「佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱」で定め、公共事業評価の具体的な実施方法等を「佐賀県公共事業評価実施要領」で規定し、体系の明確化を図った。

【変更点③】

- 公共事業評価監視委員会の事務局及び庶務を行う所属を、「県土づくり本部企画・経営グループ」から「県土整備部県土企画課」に変更を行った。

【理由】

- ・ 今年度4月の組織改編により関連する公共事業評価関係規程を改正する必要性が生じた。

施行時期平成28年4月1日から

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営その他の委員会の設置に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 佐賀県が作成する「新規評価マニュアル」の策定、変更に関する事項
- (2) 佐賀県が実施している公共事業の継続の適否について佐賀県が行った評価（以下「再評価」という。）に関する事項
- (3) 佐賀県が実施した公共事業の効果、環境の影響等について佐賀県が行った評価（以下「事後評価」という。）に関する事項
- (4) その他前(1)、(2)、(3)に規定する新規評価マニュアル及び再評価、事後評価の答申に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。また、委員の年齢が40歳代以下の委員数は、委員総数の10分の3未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、県内の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公平普遍の立場で審議をしなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議により、会議をすることができる。この場合において、委員長はその結果を次の会議に報告しなければならない。

5 前項の規定による審議は、第3項の場合と同様に委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、県土整備部県土企画課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 本要綱の施行に伴い、「佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領（平成平成27年10月16日）」は廃止する。

佐賀県公共事業評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、次の3つの公共事業評価を行うことを目的とする。

- (1) 新たに着手する事業箇所について、事業着手の適否に関する評価（以下「新規評価」という。）を行う。
- (2) 事業採択後一定期間が経過した事業について、事業継続の適否に関する評価（以下「再評価」という。）を行う。
- (3) 既に完了した事業について、事業完了後の効果、環境への影響等に関する評価（以下「事後評価」という）を行う。

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。

- (1) 新規評価は建設、維持・管理など新たに事業に着手しようとする事業を対象とする。
- (2) 再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。
 - ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
 - ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。
- (3) 事後評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る

事業は除く。

- ① 事業完了後、おおむね5年を経過した事業。
- ② 上記以外の事業で特に事後評価を実施する必要性が生じた事業

(実施時期)

第3条 公共事業評価の実施時期は次のとおりとする。ただし、緊急的に公共事業評価を実施する必要性が生じた場合は、その都度公共事業評価を実施する。

- (1) 新規評価は、原則、新たに事業に着手しようとする年度の前年度末までに実施する。
- (2) 再評価を実施する時期は、次のとおりとする。
 - ① 第2条(2)①、③、④の事業にあつては、5年目の年度末までに再評価を実施する。
 - ② 第2条(2)②の事業にあつては、10年目の年度末までに再評価を実施する。
- (3) 事後評価は、事業完了後、おおむね5年を経過した年度末までに実施する。

(公共事業評価監視委員会への諮問)

第4条 県は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業評価の結果等について第三者の意見を求めるため、別途定める学識経験者等で構成される佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という）へ諮問を行う。

(公共事業評価の実施及び評価手法)

第5条 公共事業評価の実施主体は県とし、公共事業評価の実施及び評価手法については次のとおりとする。

- (1) 新規評価の実施については次のとおりとする。
 - ① 新規評価は次の視点から行うものとする。
 - ア 事業の位置付け
 - イ 事業の必要性・効果
 - ウ 事業の実施環境
 - ② 事業の客観的な新規評価を実施するため、県は、各事業の新規評価の視点ごとに、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる新規評価マニュアル（以下「評価マニュアル」という。）を策定する。
 - ③ 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、対象事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規評価調書を作成し委員会へ報告を行う。
 - ④ 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規事業箇所採択に向けて

の要求方針を決定する。

- ⑤ 県は評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、委員会に諮問するものとし、これを変更する場合も同様とする。
- ⑥ 県は委員会からの意見を受けて評価マニュアルを策定し、または変更するものとする。
- ⑦ 県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。

(2) 再評価の実施については次のとおりとする。

- ① 再評価は次の視点から行うものとする。
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 事業を巡る社会情勢等の変化
 - ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - エ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ② 事業所管課は、対象事業ごとに今後の対応方針等を取りまとめた再評価調書を作成し、委員会へ諮問を行う。
- ③ 再評価調書の作成に当たっては、国が事業種別ごとに定めた再評価実施要領を参考とするものとする。
- ④ 市町村に対して、国の再評価実施要領及び県の公共事業評価実施要領等を参考に評価体制、評価手法等の整備を行い、公共事業の再評価を実施するよう要請するものとする。

(3) 事後評価の実施については次のとおりとする。

- ① 事業所管課は事後評価に係る資料の収集・整理を行い、事後評価調書を作成する。
- ② 事後評価調書の作成に関し必要な事項は別に定める。
- ③ 県は、事後評価調書を委員会へ諮問する。
- ④ 県は、委員会からの答申を尊重し、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は実施中の事業に反映するように努め、必要に応じて新規評価・再評価手法の見直しについて検討を行うものとする。

2 委員会の意見は最大限に尊重するものとする。

(評価マニュアル及び公共事業評価結果の公表)

第6条 県は、策定、又は変更を行った評価マニュアル及び公共事業評価の結果を公表するものとする。

(庶務)

第7条 公共事業評価に関する庶務は、県土整備部県土企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は平成28年 4月 1日から実施する。

2 本要領の施行に伴い、「佐賀県公共事業新規評価実施要綱（平成22年10月28日）」、「佐賀県公共事業再評価実施要綱（平成26年10月30日）」、「佐賀県公共事業事後評価実施要綱」（平成17年6月30日）は廃止する。

別紙1

県が行う事業の範囲は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

別紙2

- 1 準備・計画段階に要する費用を予算化しようとする事業
- 2 箇所を特定せずに予算化しようとする事業
- 3 事業途中で行う維持管理等の事業
- 4 既存施設の機能障害除去や取り壊し等の事業
- 5 災害復旧に伴い必要となる事業
- 6 他事業との合併施行等に伴う受託事業

佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領と佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱対照表

旧規程 佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領	新規程 佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、佐賀県公共事業新規評価実施要綱第 5 の 1、佐賀県公共事業再評価実施要綱第 5 の 1 及び佐賀県公共事業事後評価実施要綱第 4 の 1 の規定に基づき、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について審議する。</p> <p>2 佐賀県が作成する「新規評価マニュアル」の制定、変更に関する事項</p> <p>3 佐賀県が実施している公共事業の継続の適否について佐賀県が行った評価に関する事項</p> <p>4 佐賀県が実施した公共事業の効果について佐賀県が行った評価に関する事項</p> <p>5 その他前 3 号に規定する評価の実施(答申)に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。</p> <p>2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとする。また、委員の年齢が 40 歳代以下の委員数は、委員総数の 10 分の 3</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、佐賀県が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営その他の委員会の設置に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 委員会は、知事の諮問に基づき、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 佐賀県が作成する「新規評価マニュアル」の策定、変更に関する事項</p> <p>(2) 佐賀県が実施している公共事業の継続の適否について佐賀県が行った評価（以下「再評価」という。）に関する事項</p> <p>(3) 佐賀県が実施した公共事業の効果について佐賀県が行った評価（以下「事後評価」という。）に関する事項</p> <p>(4) その他前 (1)、(2)、(3) に規定する新規評価マニュアル及び再評価、事後評価の答申に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。</p> <p>2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとする。また、委員の年齢が 40 歳代以下の委員数は、委員総数の 10 分の</p>

未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、県内の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公平普遍の立場で審議をしなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議により、会議をすることができる。この場合において、委員長はその結果を次の会議に報

3未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、県内の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公平普遍の立場で審議をしなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議により、会議をすることができる。この場合において、委員長はその結果を次の会議に報告しなけれ

告しなければならない。

5 前項の規定による審議は、第3項の場合と同様に委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県土づくり本部企画・経営グループにおいて処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月16日から施行する。

なければならない。

5 前項の規定による審議は、第3項の場合と同様に委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、県土整備部県土企画課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 本要綱の施行に伴い、「佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領(平成27年10月16日)」は廃止する。

佐賀県公共事業新規評価実施要綱、佐賀県公共事業再評価実施要綱、佐賀県公共事業事後評価実施要綱と佐賀県公共事業評価実施要領対照表

旧規程 佐賀県公共事業新規評価実施要綱 佐賀県公共事業再評価実施要綱 佐賀県公共事業事後評価実施要綱	新規程 佐賀県公共事業評価実施要領
<p>(新規評価)</p> <p>第1 目的</p> <p>県が事業主体である公共事業（以下「事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新たに着手する事業箇所について総合的な評価（以下「新規評価」という。）を実施する。</p> <p>(再評価)</p> <p>第1 目的</p> <p>この要綱は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業について、必要に応じその見直しを行うほか、中止等を行う再評価システムについて定めることを目的とする。</p> <p>(事後評価)</p> <p>第1 目的</p> <p>公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の効果等を確認し、必要に応じて適切な措置を検討するとともに、事後評価の結果を今後実施する事業の計画、又は実施中の事業に反映させることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、次の3つの公共事業評価を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 新たに着手する事業箇所について、事業着手の適否に関する評価（以下「新規評価」という。）を行う。</p> <p>(2) 事業採択後一定期間が経過した事業について、事業継続の適否に関する評価（以下「再評価」という。）を行う。</p> <p>(3) 既に完了した事業について、事業完了後の効果、環境への影響等に関する評価（以下「事後評価」という。）を行う。</p>

(新規評価)

第2 新規評価の対象とする事業

新規評価の対象事業は、県が行う別紙-1に掲げる事業の範囲で、建設・維持・管理に関する事業のうち、事業費を予算化しようとする事業とする。

ただし、災害復旧等緊急を要する事業、全体事業費1千万円未満の小規模な事業又は別紙-2に定める事業等については、この限りでない。

(再評価)

第2 再評価の対象となる事業の範囲

再評価の対象となる事業は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

ただし、公共施設の管理に係る事業は除く。

第3 再評価を実施する事業及び時期

1 再評価を実施する事業は、第2に掲げる事業のうち、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- (3) 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業又は、別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。

(1) 新規評価は建設、維持・管理など新たに事業に着手しようとする事業を対象とする。

(2) 再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。)
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
- ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、国の再評価実施要

ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。

(4) 前回の再評価実施後 5 年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。

(5) 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

(事後評価)

第 2 対象となる事業の範囲

事後評価の対象となる事業は、県が実施した道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、街路事業、公園事業、住宅事業、港湾事業、海岸保全整備事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業、及び水産基盤整備事業とする。

但し、以上の事業のなかで公共施設の維持、管理に係る事業は除く。又政策的見地から事後評価の必要性が求められるものは、その都度、案件ごとに検討する。

2 事後評価を実施する箇所は、事業完了後、おおむね 5 年を経過した事業箇所とする。

領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。

⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。

(3) 事後評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。

① 事業完了後、おおむね 5 年を経過した事業。

② 上記以外の事業で特に事後評価を実施する必要が生じた事業

<p>(新規評価)</p> <p>第3 新規評価の実施</p> <p>1 新規評価の実施手続</p> <p>(1) 新規評価の実施主体は、県とする。</p> <p>(2) 新規評価の実施時期は、原則として予算要求前までに行うものとする。但し、緊急に新規事業箇所に着手する必要がある場合はその都度評価を実施する。</p> <p>(再評価)</p> <p>第3 再評価を実施する事業及び時期</p> <p>2 再評価を実施する時期は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第3の1の(1)、(3)及び(4)の事業にあつては、5年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>(2) 第3の1の(2)の事業にあつては、10年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>(事後評価)【再掲】</p> <p>第2 対象となる事業の範囲</p> <p>2 事後評価を実施する箇所は、事業完了後、おおむね5年を経過した事業箇所とする。</p>	<p>(実施時期)</p> <p>第3条 公共事業評価の実施時期は次のとおりとする。ただし、緊急的に公共事業評価を実施する必要がある場合は、その都度公共事業評価を実施する。</p> <p>(1) 新規評価は、原則、新たに事業に着手しようとする年度の前年度末までに実施する。</p> <p>(2) 再評価を実施する時期は、次のとおりとする。</p> <p>① 第2条(2)①、③、④の事業にあつては、5年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>② 第2条(2)②の事業にあつては、10年目の年度末までに再評価を実施する。</p> <p>(3) 事後評価は、事業完了後、おおむね5年を経過した年度末までに実施する。</p>
--	--

<p>(新規評価)</p> <p>第5 委員会の設置</p> <ol style="list-style-type: none">1 評価マニュアルについて審議を行うため、学識経験者等の第三者から構成される委員会を置く。2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 <p>(再評価)</p> <p>第5 佐賀県公共事業評価監視委員会</p> <ol style="list-style-type: none">1 第4の2の諮問に応じて審議を行わせるため、学識経験者等の第三者から構成される佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。2 委員会の意見は最大限に尊重するものとする。3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。 <p>(事後評価)</p> <p>第4 委員会</p> <ol style="list-style-type: none">3 条3項の諮問に応じて審議を行わせるため、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。	<p>(公共事業評価監視委員会への諮問)</p> <p>第4条 県は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業評価の結果等について第三者の意見を求めるため、別途定める学識経験者等で構成される佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という）へ諮問を行う。</p>
---	--

<p>(新規評価)</p> <p>第3 新規評価の実施</p> <p>1 新規評価の実施手続</p> <p>(3) 県は、事業の客観的な新規評価を実施するため、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる評価マニュアルを策定する。</p> <p>(4) 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規箇所評価調書（以下「評価調書」という。）を作成する。</p> <p>(5) 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規箇所採択に向けての要求方針を決定するものとする。</p> <p>2 新規評価の視点</p> <p>新規評価は、次の視点から行うものとする。</p> <p>(1) 事業の位置付け</p> <p>(2) 事業の必要性・効果</p> <p>(3) 事業の実施環境</p> <p>第4 新規評価の手法</p> <p>1 評価マニュアルの策定</p> <p>(1) 県は、第3の2に掲げる新規評価の視点ごとに、各事業の特性を表す評価指標に基づき点数化を行い、その合計点を評価基準にあてはめ、当該評価基準により得られた結果を組み合わせ、判断基準により優先度を決定するため、評価マニュアルを策定する。</p> <p>(2) 県は、評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>(3) 県は、委員会からの意見を受けて評価</p>	<p>(公共事業評価の実施及び評価手法)</p> <p>第5条 公共事業評価の実施主体は県とし、公共事業評価の実施及び評価手法については次のとおりとする。</p> <p>(1) 新規評価の実施については次のとおりとする。</p> <p>① 新規評価は次の視点から行うものとする。</p> <p>ア 事業の位置付け</p> <p>イ 事業の必要性・効果</p> <p>ウ 事業の実施環境</p> <p>② 事業の客観的な新規評価を実施するため、県は、各事業の新規評価の視点ごとに、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる新規評価マニュアル（以下「評価マニュアル」という。）を策定する。</p> <p>③ 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、対象事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規評価調書を作成し委員会へ報告を行う。</p> <p>④ 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規事業箇所採択に向けての要求方針を決定する。</p> <p>⑤ 県は評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、委員会に諮問するものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>⑥ 県は委員会からの意見を受けて評価マニュアルを策定し、または変更するものとする。</p> <p>⑦ 県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。</p>
--	---

マニュアルを策定し、又は変更するものとする。

2 評価マニュアルの改善

県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。

(再評価)

第4 再評価の実施及び評価の方法

- 1 再評価の実施主体は県とする。
- 2 再評価の実施に当たっては、対象事業の選定、再評価に係る資料の作成、対応方針案の作成、佐賀県公共事業評価監視委員会への諮問及び対応方針の決定を行うものとする。
- 3 再評価の実施は、次の視点から行うものとする。
 - (1) 事業の進捗状況
 - (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

第7 その他

- 1 再評価の対象事業の選定、再評価に係る資料の作成、対応方針案の作成及び対応方針の決定に当たっては、国が事業種別ごとに定めた再評価実施要領を参考とするものとする。
- 2 市町村に対して、国及び県の再評価実施要領等を参考に、評価体制、評価手法等の整備を行い、公共事業の再評価を実施するよう要請するものとする。

(2) 再評価の実施については次のとおりとする。

- ① 再評価は次の視点から行うものとする。
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 事業を巡る社会情勢等の変化
 - ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - エ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ② 事業所管課は、対象事業ごとに今後の対応方針等を取りまとめた再評価調書を作成し、委員会へ諮問を行う。
- ③ 再評価調書の作成に当たっては、国が事業種別ごとに定めた再評価実施要領を参考とするものとする。
- ④ 市町村に対して、国の再評価実施要領及び県の公共事業評価実施要領等を参考に評価体制、評価手法等の整備を行い、公共事業の再評価を実施するよう要請するものとする。

(事後評価)

第3 事後評価の実施

県は、対象事業箇所を選定、事後評価に係る資料の収集・整理を行い、事後評価書を作成する。

2 事後評価書の作成に関し、必要な事項は別に定める。

3 県は、事後評価書を佐賀県公共事業評価監視委員会へ諮問する。

4 県は、委員会からの答申を尊重し、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は実施中の事業に反映するように努め、必要に応じて新規評価・再評価手法の見直しについて検討を行うものとする。

(3) 事後評価の実施については次のとおりとする。

① 事業所管課は後評価に係る資料の収集・整理を行い、事後評価調書を作成する。

② 事後評価調書の作成に関し必要な事項は別に定める。

③ 県は、事後評価調書を委員会へ諮問する。

④ 県は、委員会からの答申を尊重し、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は実施中の事業に反映するように努め、必要に応じて新規評価・再評価手法の見直しについて検討を行うものとする。

2 委員会の意見は最大限に尊重するものとする。

<p>(新規評価)</p> <p>第3 新規評価の実施</p> <p>3 新規評価結果の公表</p> <p>県は、当初予算が成立した後、評価調書を公表する。但し、予算成立後、新たに事業箇所の評価を行った場合も同様とする。</p> <p>第4 新規評価の手法</p> <p>3 評価マニュアルの公表</p> <p>県は、策定した評価マニュアルを公表するものとする。</p> <p>(再評価)</p> <p>第6 再評価結果及び対応方針の公表</p> <p>再評価を実施したときは、評価結果及び対応方針を公表するものとする。</p> <p>(事後評価)</p> <p>第3 事後評価の実施</p> <p>5 県は、事後評価の結果を公表する。</p>	<p>(評価マニュアル及び公共事業評価結果の公表)</p> <p>第6条 県は、策定、又は変更を行った評価マニュアル及び公共事業評価の結果を公表するものとする。</p>
--	--

<p>(新規評価) 第 6 事務局 委員会の事務局は、県土づくり本部企画・経営グループに置く。</p> <p>(再評価) 記載なし</p> <p>(事後評価) 記載なし</p> <p>(新規評価) 記載なし</p> <p>(再評価) 記載なし</p> <p>(事後評価) 第 5 その他 事後評価の実施に当たって、この要綱に定めなき事項については国の事後評価要綱等を参考とするものとする。</p> <p>(新規評価) 附 則 この要綱は、平成 14 年 8 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 16 年 7 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 17 年 6 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。</p>	<p>(庶務) 第 7 条 公共事業評価に関する庶務は、県土整備部県土企画課において処理する。</p> <p>(その他) 第 8 条 この要領で定めるもののほか公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 1 この要領は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。 2 本要領の施行に伴い、「佐賀県公共事業新規評価実施要綱(平成 22 年 10 月 28 日)」、「佐賀県公共事業再評価実施要綱(平成 26 年 10 月 30 日)」、「佐賀県公共事業事後評価実施要綱」(平成 17 年 6 月 30 日))は廃止する。</p>
---	---

(再評価)

附 則

この要綱は、平成 10 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。

(事後評価)

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 30 日から施行する。